

浜松市公告第139号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する第8項の規定に基づき、国土交通大臣から浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しの送付があったので、同条第10項の規定に基づき、その図書を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定に基づき公告する。

令和8年2月27日

浜松市長 中野 祐介

1 縦覧場所

浜松市 都市整備部 市街地整備課内

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日は除く）